

令和6年3月29日

前金払の支払限度額の上限廃止及び中間前金払制度の開始について

令和6年4月1日以降に契約締結する建設工事等について、前金払の支払限度額の上限を廃止するとともに、中間前金払制度の運用を開始します。

記

1 内容

前金払

- ・ 1件の契約金額が500万円以上の建設工事は契約額の4割を超えない額とする。
(上限額なし)
 - ・ 1件の契約金額が500万円以上の建設工事に伴う設計、調査又は測量業務は契約額の3割を超えない額とする。(上限額なし)
- ※案件によっては上限額を設ける可能性もあるが、その場合は入札の公告に記載する。

中間前金払

- ・ 対象
1件の契約金額が500万円以上かつ工期が60日を超える建設工事
 - ・ 要件
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - (4) 当初の前金払が支出済であること。
 - ・ 中間前金払の割合
契約金額の2割を超えない額とする。
- ※対象となる工事の場合、部分払か中間前金払のどちらを選択するかを契約時に確認する。

2 実施時期

令和6年4月1日以降に契約締結する建設工事等

3 その他

詳細については「小鹿野町建設工事等前金払事務処理要領」及び「小鹿野町公共工事中間前金払取扱要綱」をご確認願います。